# ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

静岡県知事様

すなずが

報告者

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

工場又は事業場の名称 工場又は事業場の所在地

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、 次のとおり報告します。

## 表 1 大気基準適用施設

採取年月日 及び時刻 (開始時刻~ 終了時刻)	排 出 ガス量 (m³N /日)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測 定 箇 所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ /m³N)	試 料 採取者	分析者	備考

## 表 2 水質基準適用事業場

採取年月日 及 び 時 刻	測 定 名 称	場 所 排水量 (m³/日)	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ /1)	採水者	分析者	備考

## 表3 ばいじん等

採取年月日 及 び 時 刻	試料種別	採取箇所	特 定 施 設 の 名 称 及 び 使 用 状 況	分析年月日	測定結果 (ng - T E Q /g)	試 料採取者	分析者	備考

#### 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 測定結果については、第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
- 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 4 大気基準適用施設にあっては表1、水質基準適用事業場にあっては表2、ばいじん等にあっては表3に記載すること。 なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 6 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 7 表3のばいじん等の測定結果の試料種別は、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
- 8 表3のばいじん等の測定結果の使用状況については、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。
- 9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 10 測定日(試料採取日)から起算して60日以内に市町村環境保全担当課に報告すること。